

## 物価高に負けない！八女市暮らしサポート商品券事業 取扱店募集要領

### 1. 商品券概要

- (1) 名称 物価高に負けない！八女市暮らしサポート商品券  
(以下「商品券」という)
- (2) 事業主体 八女市
- (3) 運営業務受託者 株式会社エスプールグローカル
- (4) 発行総額 590,000,000 円
- (5) 発行部数 59,000 セット 発行枚数 590,000 枚  
10,000 円×59,000 人×1 セット  
※ 1 セット 10,000 円分 (1,000 円券×10 枚) を配布
- (6) 利用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

### 2. 取扱店の要件

八女市内の八女商工会議所及び八女市商工会の会員である店舗（フランチャイズ店（チェーン形式で営業する店）を含む。）のうち、次の(1)～(4)に該当しない店舗。ただし、消費者の利便性の観点で、市として特に必要と認める場合は、取扱店登録について運営業務受託者に対し要請します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う店舗、または娯楽業のうち遊技場など（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）設備を設けて客の射幸心をあおるおそれのある営業を行っている店舗
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
- (3) 下記[4.商品券の利用対象外]に記載の取引のみを行っている、または商品のみを取り扱う事業者の店舗
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

### 3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 一度取扱店として登録されると、商品券の利用期間終了まで脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- (3) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。

- (4) 商品券を消費に利用せずに現金化することや、使用された商品券を再び利用することはできません。
- (5) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

#### 4. 商品券の利用対象外

- (1) 換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）およびタバコ
- (2) 株券、保険、その他の金融商品
- (3) 国、地方公共団体への支払、公共料金支払、税金の納付等（車検の法定費用、プロパンガス使用料、医療保険適用の薬代、交通機関の定期券代、市指定のゴミ袋等）
- (4) 業務用の仕入れ、手形、買掛金決済等
- (5) 家賃や月極駐車場代、その他取扱店が特に指定するもの

なお、不正取得および不正購入に関与した場合は、換金を認めません。

#### 5. 取扱店の登録申請手続について

- (1) 取扱店の登録申請は、オンライン申請になります。お手持ちのスマートフォン等の電子端末から下記の URL にアクセスしていただき、募集要領に同意の上、オンライン申請フォームから申請してください。  
<https://25a157cc.form.kintoneapp.com/public/yame-city>  
複数の店舗を申し込む場合は、店舗ごとの申請が必要です。  
八女市ホームページからも申請が可能です。  
オンラインでの申請が難しい方はコールセンターまでお問い合わせください。
- (2) 取扱店の登録申請締切  
令和 8 年 2 月 13 日（金）  
※上記の期間に申請を受けた取扱店は、商品券配布時に周知する取扱店リストに掲載します。上記の期間を過ぎても申請を受付けますが、商品券配布時に周知する一覧表には掲載できませんので、ご了承願います。
- (3) 申請後について  
申込のあった店舗については、申請内容を精査のうえ、取扱店として登録します。（登録不可である場合事務局からその旨通知します。）取扱店には、後日、ポスター、ステッカー、換金方法マニュアル等の物品を配布します。
- (4) その他  
申請内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

## 6. 換金手続きについて

換金は、原則として専用サイトを利用し、インターネットから事業者様ご自身で行っていただきます。

<換金の流れ>

### (1) 取扱金融機関

参加申請時に、入金を希望する金融機関・口座を必ずご申請ください。

### (2) 換金方法

- ① 専用サイトにて取扱店の登録を行います。ID およびパスワードは、申請時に登録されたメールアドレス宛に通知いたします。
- ② スマートフォン等の電子端末より専用サイトにログインし、換金を希望される商品券の合計金額を入力します。
- ③ 「コード読み取り」機能で端末のカメラを起動し、商品券の 2 次元コードを合計金額枚数分の読み取りをして確定します。
- ④ 上記操作により、売上申請が完了となります。

換金申請期間：令和 8 年 4 月 1 日【商品券利用開始日】～令和 8 年 10 月上旬

※詳細は、物品等配布時にご案内いたします。

※上記の申請期間を過ぎての換金には一切応じられません。ご注意ください。

※換金マニュアルにつきましては、別途発送いたします

**※インターネットからの換金対応が困難な方は、オンライン窓口でオペレーターが換金対応のサポートを行います。**

(八女市役所本庁企画政策課及び各支所の 6 カ所に専用端末設置予定)

## 7. 取扱店の責務

- (1) 消費者から受取った商品券の盗難・紛失・滅失は取扱店の責務とします。
- (2) 本規約に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否・取扱店登録の取り消し及び損害金の請求等を行うことがあります。
- (3) 消費者が商品券を利用された際、万一、商品又はサービスの取引について、返品・瑕疵・その他の問題が生じた場合、取扱店において解決することとします。

## 8. その他

- (1) 登録申請、換金・振込みに係る取扱店の費用負担はありません。
- (2) 商品券は令和8年10月まで厳重に保管していただき、それ以降に廃棄してください。

<問い合わせ先>

八女市暮らしサポート商品券コールセンター

TEL : 0120-323-343

受付：土日祝を含む 8:30～20:00